

## 資料提供：中国の ICT 産業関連政策情報について

[香港 8 月 9 日 ロイター]に以下の記事が掲載された。

中国工業情報化省は 8 日の通達で、国内の全てのモバイルアプリ開発会社に対し、事業の詳細を政府に提出することを義務付ける方針を明らかにした。

来年 3 月までを猶予期間とし、これを過ぎても届け出をしない業者には罰則を科す。専門家によると、アプリの数を制限し小規模の開発会社に大きな打撃を与える可能性がある。

大邦法律事務所（上海）の弁護士 You Yunting 氏は、事実上同省の承認を義務付けるものと指摘。新ルールはオンライン詐欺対策が主な目的だが、中国国内の全てのアプリに影響を及ぼすと述べた。

アップインチャイナの共同創業者リッチ・ビショップ氏は、これまで中国政府に書類を提示することなく、米アップルの「アップストア」を通じてアプリを提供してきた外国の開発会社にも影響が及ぶ可能性が高いと指摘。アプリ開発会社はルールに抵触しないために、中国国内に会社を設立するか、現地の開発会社と協力する必要があると述べた。

同省の通達はまた「ニュース、出版、教育、映画、テレビ、宗教などの分野でアプリを通じたネット情報サービスを提供する企業も、関連書類を提出する必要がある」とした。

これにより X（旧ツイッター）、フェイスブック、インスタグラムなどの人気 SNS（交流サービス）の利用に影響がでる可能性がある。これらのアプリの使用は中国では認められていないが、アップストアからダウンロード可能で、海外で使用できる。

これに基づき、以下の通り工業情報化部の資料を入手し、和訳した。原文と合わせて紹介する。

発行機関： 工業情報化部  
タイトル：モバイルアプリケーション登録業務に関する工業情報化部の通達  
公文書コード： 工信部信管[2023] 105 号  
作成日：2023-07-21 公表日：2023-08-04  
発行者：工業情報化部 分類：情報通信管理

## モバイルアプリケーション登録業務に関する工業情報化部の通達（仮訳） 工信部信管[2023] 105 号

各省、自治区、直轄市の通信管理局、中国情報通信研究院、中国インターネット協会、電気通信事業者、非営利ネットワーク組織、インターネット接続プロバイダー、インターネットデータセンター、CDN プロバイダー、モバイルアプリ流通プラットフォーム(アプレット、クイックアプリなどの流通を含む)、スマート端末メーカー、ウェブコンテンツプロバイダーへ

『中華人民共和国 情報通信ネットワーク詐欺防止法』、『インターネット情報サービス 管理規則』(国務院令第 292 号)などの法律と法規を施行し、インターネット業界の標準化された健全な発展を促し、モバイルインターネット情報サービスの管理をさらに良好に行うために、現在モバイルアプリケーション(以下、APP)登録業務の実施を計画している。関連事項を次の通りに通達する。

### 一、一般要求事項

習近平による新時代の中国の特色ある社会主義思想を指針とし、インターネット強国に関する習近平総書記の重要思想と、情報通信ネットワーク詐欺犯罪の取り締まりに関する習近平総書記の重要指示の精神を深く学び徹底し、法治主管、情報公開、簡便高効率の原則にしたがい、インターネット・セキュリティと公共の利益を守り、公民と組織の合法的権益を保護し、インターネット業界の標準化された健全な発展を促す。

### 二、業務内容

(1)中華人民共和国領内でインターネット情報サービスに従事するアプリ運営者は、『中華人民共和国 情報通信ネットワーク詐欺防止法』および『インターネット情報サービス 管理規則』(国務院令第 292 号)などの規定に従って登録手続きを行わなければならない。登録手続きを行っていない者は APP インターネット情報サービスに従事できない。

(2)工業情報化部が全国の APP 登録業務を監督および指導し、省、自治区、および直轄市の通信管理局は APP 登録管理業務の実施と監督を担当する。

(3)アプリ運営者が使用するドメイン名、IP アドレスなどのネットワークリソースは、『インターネットドメイン名管理規則』(工業情報化部令第 34 号)、インターネット IP アドレス登録管理規則(旧情報産業省令第 2017 号)、および『インターネット情報サービス 使用ドメイン名規制に関わる工業情報化部の通達(工信部信管[2017]264 号)の管理規定を満たしていること。

(4) APP 運営者は事実通りに「インターネット情報サービス登録フォーム」(以下「登録フォーム」)および関連誓約書を入力し、報告すること。

ニュース、出版、教育、映画/テレビ、宗教などの APP インターネット情報サービスに従事する運営者は登録手続きを行う際さらに、関連所轄部門による審査承認文書を所在地の省級通信管理局に提出するものとする。

電気通信所轄部門は実際の状況に応じて、『登録フォーム』および関連誓約書の内容を調整できる。

(5) アプリ運営者が所在地の省級通信管理局で行うべき登録手続きは、そのインターネット接続プロバイダーおよびアプリ流通プラットフォーム(以下、流通プラットフォーム)が「国のインターネット基本リソース管理システム」(すなわち、ICP/IP アドレス/ドメイン名情報登録管理システム、以下、登録システム)を通じ、オンライン申請・承認方式で行うものとする。

(6) インターネット接続プロバイダーおよび流通プラットフォームは、APP インターネット情報サービスに従事する予定の組織または個人ユーザーの真実の身元、ネットワークリソースなどの情報を検証し、既知の、または知っているはずの情報が正確でない状況で、登録手続きを代行してはならない。

(7) 省級通信管理局はアプリ運営者が提出した登録資料を受け取り、資料がすべてそろい正確な場合は、20 日営業日以内に登録して登録番号を付与し、登録システムを通じて一般に登録情報を公開する。資料が不完全かまたは不正確な場合は、登録せず理由を説明する。

(8) APP 運営者は APP の目立つ位置にその登録番号を表示し、一般大衆が検索して確認できるように、規定にしたがい登録番号の下に登録システムの URL リンクを貼付すること。流通プラットフォームは目立つ位置に流通させる APP 登録番号を表示し、流通させる APP の関連情報を電気通信所轄部門に報告すること。

APP 情報に変更または登録抹消などが発生した場合、APP 運営者は元の登録機関で変更、登録抹消などの手続きを行うこと。

(9) インターネット接続プロバイダー、流通プラットフォーム、およびスマート端末メーカーは、登録手続きをしていない APP に、インターネット接続、流通、プレインストールなどのサービスを提供してはならない。

(10) APP 運営者、インターネット接続プロバイダー、流通プラットフォーム、スマート端末メーカーは、法律および法規に違反する情報を監視し処分する仕組みを構築し健全なものにして、法律または行政法により公開または伝送が禁止されている情報を見つけた場合は直ちにその情報の伝送を停止し消去するなどの措置を講じて情報の拡散を防止し、関連記録を保存し電気通信所轄部門に報告して、電気通信所轄部門の求めに応じ処分するものとする。

### 三、業務スケジュール

#### (1) 業務準備段階(2023 年 8 月末まで)

各省、自治区、直轄市の通信管理局は、管轄区内の APP 運営者、インターネット接続プロバイダー、流通プラットフォームなどを組織して管理規定を明確にし、実施計画を策定して、関連業務を着実に進められるようにする。インターネット接続プロバイダー、流通プラットフォームは求めに応じて企業サイドの登録システムを構築しアップグレードして、工業情報化部の登録システムとの接続試験を完了し、APP 情報の事前報告やチェックなどの機能を配備するものとする。

#### (2) 既存 APP の登録段階(2023 年 9 月～2024 年 3 月)

本通達の公表前にすでにビジネスを展開していた APP は、本通達の要求事項に照らし、インターネット接続プロバイダーおよび流通プラットフォームを通じて所在地の通信管理局への登録手続きを終えること。このうち、すでにウェブサイト登録の手続きが完了している場合は、APP の関連情報を補完するだけでよく、運営者の真実の身元情報を再入力する必要はない。ウェブサイト登録の情報がない場合は、本通達の規定に従って登録手続きを行うこと。

本通達の公表後にビジネスを展開する予定の APP は、本通達の要求事項に従い、先に登録手続きを行ってからビジネスを展開すること。

#### (3) 監督検査段階(2024 年 4 月～2024 年 6 月)

工業情報化部は APP 登録検査業務を計画して実施する。各省、自治区、および直轄市の通信管理局は速やか

に関連企業に APP 登録情報の入力、補足、更新を促し、インターネット接続プロバイダー、流通プラットフォーム、およびスマート端末メーカーが接続し、流通させ、プレインストールしている APP に検査を行う。登録手続きをせず違法に活動に従事している APP は、各省、自治区、または直轄市の通信管理局が関連法律・法規の規定にしたがって処分するものとする。

#### (4)通常業務段階(2024 年 7 月以降)

各省、自治区、および直轄市の通信管理局は定期的にインターネット接続プロバイダー、流通プラットフォーム、およびスマート端末メーカーを組織して APP 登録情報の精度査定を行い、有効な技術措置を採用して APP の合規性管理を強化し、モバイルインターネットに対する監督管理レベルを引き上げる。

### 四、業務の要求事項

#### (1)政治的順位を引き上げ、指導を強化する

各組織は、インターネットの基本管理を強化し、インターネット業界の標準化された健全な発展を促し、情報ネットワーク詐欺防止の効果を高め、インターネットおよび情報のセキュリティを維持するという目的における APP 登録業務の重要な意義を十分に認識し、業務の割当てに応じて主体責任を徹底し、各業務が期限通りに高い品質で達成できるようにしなければならない。

#### (2)主体責任を明確にし、業務を厳密に実行する

各通信管理局は企業に対する監督検査を強化し、隠れた危険や脆弱な部分を速やかに見つけ出さなければならない。インターネット接続プロバイダー、流通プラットフォームおよびスマート端末メーカーは業務の実行と責任の査定を強化し、業務で遭遇する問題に速やかに対処して、電気通信所轄部門に報告しなければならない。

#### (3)技術面の保障を強化し、強力にサポートする

中国情報通信技術研究院と中国インターネット協会は、登録システムの構築、運営および保守を良好に行い、APP 登録データを共有および分析する能力を強化し、電気通信所轄部門に積極的に協力して APP 登録管理業務の問題解決、PR と指導などの活動を良好に行い、さまざまな APP の監督管理業務を有効にサポートしなければならない。

付属書：インターネット情報サービス登録フォーム.wps

工業情報化部  
2023 年 7 月 21 日

## 『モバイルアプリケーション登録業務の実施に関する工業情報化部の通達』解説

公開: 2023-08-08 16:47

情報源: 情報通信管理局

工業情報化部は先ごろ『モバイルアプリケーション登録業務の実施に関する工業情報化部の通達』(以下『通達』)を発表した。『通達』の関連内容について、ここに以下のように解説する。

### I. 本『通達』が出された背景は?

インターネット強国に関する習近平総書記の重要思想、情報通信ネットワーク詐欺犯罪の取り締まりに関する習近平総書記の重要指示の精神を徹底するために、『中華人民共和国 情報通信ネットワーク詐欺防止法』第 23 条「モバイルアプリケーションを運営するには、国の関連規定に照らし電気通信所轄部門でライセンスを取得するか、または登録手続きを行うこと」との関連要求事項が施行され、『通達』が制定配布された。

工業情報化部はわが国のモバイルアプリケーション(以下、APP)の関連状況を全面的に調査し、APP 運営者やインターネット接続プロバイダー、APP 流通プラットフォーム、スマート端末メーカーなどの意見を広く集めて APP 登録業務の実施を計画して、APP 監督管理効果の向上に努め、インターネット業界の質の高い発展を促し、インターネット強国とデジタル中国の建設を後押しした。

### 二、APP 登録とは何ですか?

2000 年以降、『インターネット情報サービス 管理規則』(国务院令第 292 号)の規定にもとづき、電気通信所轄部門はインターネット情報サービスに従事するウェブサイトに対し、登録/承認管理(すなわち ICP (Internet Content Provider) 登録)を実施した。20 年余りの継続的な改良と改善により「電気通信所轄部門-インターネット接続プロバイダー-ウェブコンテンツプロバイダー」という 3 段階の ICP 登録・ライセンス管理システムが形成され、この成熟し安定した効率的運営メカニズムは、インターネット業界の標準化された健全な発展の促進に積極的な役割を果たした。

モバイルインターネットの急速な発展にともなって APP はすでにインターネット情報サービスの重要なキャリアとなった。APP はウェブサイトと同様にインターネット情報を提供するサービスに属しており、国の法律と法規の規定にしたがい、ウェブサイト登録の方式にならって電気通信所轄部門で登録手続きを行い、実名、ネットワークリソースおよびビジネスなどの情報を登記しなければならない。

### 三、APP 登録の方法は?

APP 運営者が登録しやすいように、APP 運営者が関連登録資料を入力し実名が確認できると、そのインターネット接続プロバイダーまたはアプリ流通プラットフォームが『国のインターネット基本リソース管理システム』(すなわち、ICP / IP アドレス/ドメイン名情報登録管理システム、以下 ICP 登録システム)を通じて APP 運営者所在地の通信管理局にオンラインで登録申請を出す。APP 運営者が通信管理局の窓口と並んで手続きをする必要はない。

同時に、運営者の負担を軽減し、入力する情報量を減らすために、APP 登録の情報は元のウェブサイト登録の情報をそのまま使用し、ウェブサイト登録の手続きが終わっている運営者は改めて主体の身元情報を入力する必要はなく、APP の関連情報を補足するだけよい。

#### 四、登録結果の入手方法は？

省級通信管理局は APP 運営者から提出された登録資料を受け取り、資料がすべてそろっていた場合は 20 営業日以内に登録して登録番号を発行し、SMS または電子メールで告知する。運営者は登録システムの Web サイト <http://beian.miit.gov.cn> を通じて自ら問い合わせることもできる。資料が不完全かまたは不正確な場合、省級通信管理局は登録を行わず、理由を説明する。

このほか、APP 運営者はその登録番号を目立つ位置に表示し、流通プラットフォームは流通させる APP の登録番号を目立つ位置に表示するものとする。

#### 五、APP はいつまでに登録を終えればよいのか？

APP 運営者、インターネット接続プロバイダー、アプリ流通プラットフォーム、およびスマート端末メーカーの実際のビジネスの状況を総合的に考慮し、『通達』では APP 登録の移行期間として 10 か月の猶予を設けている。

『通達』の公表前にビジネスを展開していた APP は 2023 年 9 月から 2024 年 3 月末までにその所在地の省級通信管理局への登録手続きを行う。電気通信所轄部門は 2024 年 4 月から 2024 年 6 月末まで APP の登録状況について監督検査を行い、登録手続きをまだ行っていない APP を処分する。

『通達』公表以降にビジネス展開を予定している APP は、まず登録手続きをしてからビジネスを展開しなければならない。

#### 六、関連企業が遵守すべきその他の要求事項

インターネット接続プロバイダー、アプリ流通プラットフォームおよびスマート端末メーカーは、登録手続きをしていない APP にインターネット接続、流通、プレインストールなどのサービスを提供してはならない。

アプリ運営者、インターネット接続プロバイダー、アプリ流通プラットフォーム、スマート端末メーカーは、違法、違反情報を監視して対処する仕組みを構築し健全化して、法律、行政法で公開または伝送が禁止されている情報を見つけた場合は、直ちにその情報の伝送を停止し消去するなどの措置を講じて情報の拡散を防止し、関連記録を保存して電気通信所轄部門に報告し、電気通信所轄部門の求めに応じて処分しなければならない。



首页 > 政务公开 > 政策文件 > 文件发布 > 通知

发文机关：工业和信息化部

标 题：工业和信息化部关于开展移动互联网应用程序备案工作的通知

发文字号：工信部信管〔2023〕105号

成文日期：2023-07-21

发布日期：2023-08-04

发布机构：信息通信管理局

分 类：信息通信管理

## 工业和信息化部关于开展移动互联网应用程序备案工作的通知

工信部信管〔2023〕105号

各省、自治区、直辖市通信管理局，中国信息通信研究院、中国互联网协会，基础电信企业，公益性互联单位、互联网接入服务提供者、互联网数据中心服务提供者、内容分发网络服务提供者，移动互联网应用程序分发平台（含小程序、快应用等分发）、智能终端生产企业、互联网信息服务提供者：

为落实《中华人民共和国反电信网络诈骗法》《互联网信息服务管理办法》（国务院令第292号）等法律法规要求，促进互联网行业规范健康发展，进一步做好移动互联网信息服务管理，现组织开展移动互联网应用程序（以下简称APP）备案工作。有关事项通知如下：

### 一、总体要求

以习近平新时代中国特色社会主义思想为指导，深入学习贯彻习近平总书记关于网络强国的重要思想、习近平总书记关于打击治理电信网络诈骗犯罪工作的重要指示批示精神，坚持依法行政、公开透明、便民高效原则，维护网络安全和公共利益，保护公民和组织合法权益，促进互联网行业规范健康发展。

### 二、工作内容

（一）在中华人民共和国境内从事互联网信息服务的APP主办者，应当依照《中华人民共和国反电信网络诈骗法》《互联网信息服务管理办法》（国务院令第292号）等规定履行备案手续，未履行备案手续的，不得从事APP互联网信息服务。

（二）工业和信息化部对全国APP备案工作进行监督指导，省、自治区、直辖市通信管理局负责实施监督APP备案管理工作。

（三）APP主办者使用的域名、IP地址等网络资源应当符合《互联网域名管理办法》（工业和信息化部令第43号）《互联网IP地址备案管理办法》（原信息产业部令第34号）《工业和信息化部关于规范互联网信息服务使用域名的通知》（工信部信管〔2017〕264号）等管理要求。

（四）APP主办者应当如实填报《互联网信息服务备案登记表》（以下简称《备案登记表》）以及有关承诺书。

从事新闻、出版、教育、影视、宗教等APP互联网信息服务的主办者，在履行备案手续时，还应向其住所所在地省级通信管理局提交相关主管部门审核同意的文件。

电信主管部门可根据实际情况，对《备案登记表》和有关承诺书内容进行调整。

## 工业和信息化部关于开展移动互联网应用程序备案工作的通知

(五) APP主办者应当向其住所所在地省级通信管理局履行备案手续, 由其网络接入服务提供者、APP分发平台(以下简称分发平台)通过“国家互联网基础资源管理系统”(即ICP/IP地址/域名信息备案管理系统, 以下简称备案系统), 采取网上提交申请、查验审核方式进行。

(六) 网络接入服务提供者、分发平台应对拟从事APP互联网信息服务组织或个人的用户真实身份、网络资源等信息进行查验, 不得在明知或应知信息不准确情况下, 为其代为履行备案手续。

(七) 省级通信管理局在收到APP主办者提交的备案材料后, 材料齐全并准确的, 应在二十个工作日内予以备案, 向其发放备案编号, 并通过备案系统向社会公布备案信息; 材料不齐全或不准确的, 不予备案, 并说明理由。

(八) APP主办者应当在APP显著位置标明其备案编号, 并在备案编号下方按要求链接备案系统网址, 供公众查询核对。分发平台应在显著位置标明其分发的APP备案编号信息, 并向电信主管部门报送分发的APP有关信息。

APP信息发生变更、注销等情况, APP主办者应当向原备案机关履行变更、注销等手续。

(九) 网络接入服务提供者、分发平台、智能终端生产企业不得为未履行备案手续的APP提供网络接入、分发、预置等服务。

(十) APP主办者、网络接入服务提供者、分发平台、智能终端生产企业应当建立健全违法违规信息监测和处置机制, 发现法律、行政法规禁止发布或者传输的信息, 应当立即停止传输该信息, 采取消除等处置措施, 防止信息扩散, 保存有关记录, 并向电信主管部门报告, 依据电信主管部门要求进行处置。

### 三、工作安排

(一) 工作准备阶段(2023年8月底前)。各省、自治区、直辖市通信管理局组织辖区内APP主办者、网络接入服务提供者、分发平台等明确管理要求, 制定实施计划, 确保有关工作稳步推进。网络接入服务提供者、分发平台应按要求, 建设和升级企业侧备案系统, 完成与部侧备案系统对接测试, 具备对APP信息报备和核验等功能。

(二) 存量APP备案阶段(2023年9月-2024年3月)。在本通知发布前已开展业务的APP应按照本通知要求, 通过其网络接入服务提供者、分发平台向其住所所在地省级通信管理局履行备案手续。其中, 对于已履行网站备案手续的, 仅需补充完善其APP有关信息, 无需重复填报主办者真实身份信息。对于没有网站备案信息的, 按照本通知规定履行备案手续。

在本通知发布后拟开展业务的APP, 应按照本通知要求先履行备案手续后再开展业务。

(三) 监督检查阶段(2024年4月-2024年6月)。工业和信息化部组织开展APP备案检查工作, 各省、自治区、直辖市通信管理局及时督促有关单位填报、补充、更新APP备案信息, 对网络接入服务提供者、分发平台、智能终端生产企业接入、分发、预置的APP开展检查。对未履行备案程序、从事违法违规活动的APP, 各省、自治区、直辖市通信管理局应按照相关法律法规规定处理。

(四) 常态化工作阶段(2024年7月至长期)。各省、自治区、直辖市通信管理局定期组织网络接入服务提供者、分发平台、智能终端生产企业开展APP备案信息准确性考核工作, 采取有效技术措施加强APP合规管理, 提升移动互联网监管水平。

### 四、工作要求

(一) 提高政治站位, 加强组织领导。各单位要充分认识APP备案工作对于强化互联网基础管理、促进互联网行业规范健康发展、深化防范治理电信网络诈骗工作成效、维护网络与信息安全的重要意义, 按照工作部署, 强化主体责任落实, 确保各项工作按时保质完成。

(二) 压实主体责任, 严格工作落实。各通信管理局要加强对企业的督导检查, 及时发现问题隐患和薄弱环节。网络接入服务提供者、分发平台、智能终端生产企业要强化工作落实和责任考核, 及时处理工作中遇到的问题, 并向电信主管部门报告。

(三) 强化技术保障, 提供有力支撑。中国信息通信研究院、中国互联网协会要做好备案系统建设运维工作, 强化APP备案数据共享和分析能力, 积极配合电信主管部门做好APP备案管理工作的答疑解惑、宣传引导等工作, 有效支撑APP各项监管工作。

附件：互联网信息服务备案登记表.wps

工业和信息化部

2023年7月21日

扫一扫在手机打开当前页



分享:

[【返回顶部】](#) [【关闭窗口】](#) [【打印本页】](#)

### 相关文章

《工业和信息化部关于开展移动互联网应用程序备案工作的通知》解读 2023-08-08

一图读懂APP备案 2023-08-08



中国政府网 网站地图

主办单位：中华人民共和国工业和信息化部 地址：中国北京西长安街13号 邮编：100804

版权所有：中华人民共和国工业和信息化部 网站标识码：bm07000001

京ICP备04000001号-2 京公网安备 11040102700068号



## 《工业和信息化部关于开展移动互联网应用程序备案工作的通知》解读

发布时间：2023-08-08 16:47 来源：信息通信管理局

近日，工业和信息化部印发了《工业和信息化部关于开展移动互联网应用程序备案工作的通知》（以下简称《通知》）。现就《通知》有关内容解读如下：

### 一、《通知》出台的背景是什么？

为贯彻落实习近平总书记关于网络强国的重要思想、习近平总书记关于打击治理电信网络诈骗犯罪工作的重要指示批示精神，落实《中华人民共和国反电信网络诈骗法》第二十三条“设立移动互联网应用程序应当按照国家有关规定向电信主管部门办理许可或者备案手续”有关要求，制定印发《通知》。

工业和信息化部全面调研我国移动互联网应用程序（以下简称APP）有关情况，在广泛征集APP主办者等互联网信息服务提供者、网络接入服务提供者、应用分发平台、智能终端生产企业等各方意见的基础上，组织开展APP备案工作，着力提升对APP监管效能，促进互联网行业高质量发展，助力网络强国和数字中国建设。

### 二、APP备案是指什么？

自2000年起，依据《互联网信息服务管理办法》（国务院令292号）规定，电信主管部门对从事互联网信息服务的网站开展备案核准工作（即ICP备案）。经过20多年的持续优化完善，已形成“电信主管部门-网络接入服务提供者-互联网信息服务提供者”三级架构的ICP备案核准管理体系，运行机制成熟稳定高效，对促进互联网行业规范健康发展发挥了积极作用。

随着移动互联网快速发展，APP已成为互联网信息服务的重要载体，APP与网站同属于提供互联网信息服务，应按照国家法律法规要求，向电信主管部门参照网站备案的方式履行备案手续，登记实名、网络资源和业务等信息。

### 三、怎样办理APP备案？

为方便APP主办者办理备案，APP主办者在填写有关备案材料并实名核验后，由其网络接入服务提供者或应用分发平台通过“国家互联网基础资源管理系统”（即ICP/IP地址/域名信息备案管理系统，以下简称备案系统），向APP主办者住所所在地通信管理局在线提交备案申请，APP主办者无需到通信管理局窗口排队办理。

同时，为降低主办者负担，减少信息填报量，APP备案信息沿用了原有网站备案信息，对于已履行网站备案手续的主办者，不需要重新填报主体身份信息，仅需补充APP有关信息即可。

### 四、如何获取备案结果？

省级通信管理局在收到APP主办者提交的备案材料后，材料齐全并准确的，在二十个工作日内予以备案，发放备案编号，并通过短信、邮件形式告知，主办者也可以通过备案系统网站<http://beian.miit.gov.cn>自行查询。材料不齐全或不准确的，省级通信管理局不予备案，并说明理由。

此外，APP主办者应在显著位置标注其备案编号，分发平台应在显著位置标注其分发的APP备案编号。

五、APP需要何时完成备案？

综合考虑APP主办者、网络接入服务提供者、应用分发平台、智能终端生产企业实际业务情况，《通知》中预留了10个月时间作为APP备案工作的过渡期。

2023年9月至2024年3月底，《通知》发布前开展业务的APP向其住所所在地省级通信管理局履行备案手续。2024年4月至2024年6月底，电信主管部门将组织对APP备案情况开展监督检查，对仍未履行备案手续的APP依法进行处置。

《通知》发布后拟开展业务的APP，应先履行备案手续后再开展业务。

六、有关单位还须遵守的其他要求

网络接入服务提供者、应用分发平台、智能终端生产企业不得为未履行备案手续的APP提供网络接入、分发、预置等服务。

APP主办者、网络接入服务提供者、应用分发平台、智能终端生产企业应当建立健全违法违规信息监测和处置机制，发现法律、行政法规禁止发布或者传输的信息，应当立即停止传输该信息，采取消除等处置措施，防止信息扩散，保存有关记录，并向电信主管部门报告，依据电信主管部门要求进行处置。

扫一扫在手机打开当前页



分享:

[【返回顶部】](#) [【关闭窗口】](#) [【打印本页】](#)

相关文章

工业和信息化部关于开展移动互联网应用程序备案工作的通知 2023-08-04

一图读懂APP备案 2023-08-08



中国政府网 网站地图

主办单位: 中华人民共和国工业和信息化部 地址: 中国北京西长安街13号 邮编: 100804

版权所有: 中华人民共和国工业和信息化部 网站标识码: bm07000001

京ICP备04000001号-2 京公网安备 11040102700068号